



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

## 平成27年4月1日から 食品表示法が施行されました！

### 食品表示法とは？



これまで食品の表示は、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法により定められ複雑なものとなっていました。本法は、食品の表示に係る規定を一元化し、わかりやすい制度を目指したものです。

| 法令   | 食品衛生法                                  | JAS法                                  | 健康増進法                |
|------|--|---------------------------------------|----------------------|
| 目的   | ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止                    | ○農林物資の品質の改善<br>○品質に関する適正表示            | ○栄養の改善その他国民の健康の増進を図る |
| 表示関係 | ○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守等 | ○製造業者が守るべき表示基準の策定<br>○品質に関する表示の基準の遵守等 | ○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守等 |



### 食品表示法に統合

### 主な変更点

- ① 「機能性表示食品」制度の新設
- ② アレルゲンの表示方法
- ③ 栄養成分表示の義務化について

## 「機能的表示食品」制度が創設されました！

野菜や果物などの生鮮食品や加工食品、サプリメント等について、健康の維持・増進効果等を具体的に表示(機能的表示)できるようになります。

※機能的表示食品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではなく、また、疾病に罹患しているもの、未成年者、妊産婦、授乳婦を対象に開発された食品ではありません。

※機能的表示をするためには、表示する内容等を消費者庁に届け出る必要があります。

## アレルギーの表示方法が変わります！

### ①原則として、個別表記

(個別表示の例) アレルギー表示は赤字部

|      |                     |
|------|---------------------|
| 原材料名 | A、B(卵・豚肉含む)、C(大豆含む) |
|------|---------------------|

※表示面積が小さく一括表示でないと表示が困難な場合等を除く

### ②一括表示する場合、全てのアレルギーを表示

|      |   |
|------|---|
| 原材料名 | 準チョコレート(パーム油、全粉乳、ココアパウダー乳糖)、小麦粉、卵、ショートニング、コーンシロップ、ぶどう糖、加工油脂、カラメルシロップ(一部に小麦・卵・乳成分・大豆を含む) |
|------|---|

### ③特定加工食品及びその拡大表記が廃止されます。

※「特定加工食品」とは一般的にアレルギーを含むことが予想できると考えられ、特定原材料の表記を含まないもの(例: マヨネーズ(卵)、うどん(小麦))、「拡大表記」とは特定加工食品の表記をすることで、アレルギーを使った食品を含むと予想できるものをいう。

旧基準 「マヨネーズ」「焼うどん」 → 新基準 「マヨネーズ(卵を含む)」「焼うどん(小麦を含む)」

## 加工食品の栄養成分表示が義務化されます！

熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5成分の表示が義務化されます。

※ナトリウムの量は、「食塩相当量」で表示する必要があります。

※小規模事業者(概ね、従業員が20人以下)等については、栄養成分表示の省略が認められます。

| 栄養成分表示<br>1袋当たり |         |
|-----------------|---------|
| 熱量              | ●● kcal |
| たんぱく質           | ▲▲ g    |
| 脂質              | ◆◆ g    |
| 炭水化物            | ■ ■ g   |
| 食塩相当量           | ★ ★ g   |



経過措置期間があります！

加工食品、添加物 → 平成32年3月31日

生鮮食品 → 平成28年9月30日

※ この経過措置は新しいラベルへの移行準備期間であって、新しい表示に貼り換えなくてよいという趣旨ではありません。

《この情報の問い合わせ先》

埼玉県食品安全課 特別監視担当

TEL 048-830-3618

FAX 048-830-4807